

茅ヶ崎市家庭的保育事業所等の設置認可に係る審査基準

目次

- 第1節 総則（第1条～第9条）
- 第2節 家庭的保育事業（第10条～第13条）
- 第3節 小規模保育事業A型（第14条～第18条）
- 第4節 小規模保育事業B型（第19条・第20条）
- 第5節 小規模保育事業C型（第21条・第22条）
- 第6節 居宅訪問型保育事業（第23条）
- 第7節 保育所型事業所内保育事業（第24条—第27条）
- 第8節 小規模型事業所内保育事業（第28条—第30条）

附則

- 第1節 総則
(趣旨)

第1条 この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等について、茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茅ヶ崎市条例第49号。以下「基準条例」という。）、その他関係法令に定めるもののほか、法34条の15第2項及び第3項の規定に基づき茅ヶ崎市長が設置を認可する際に必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

(連携施設)

第2条 基準条例第7条の規定による連携施設（居宅訪問型保育事業者を除く。）については、同条第1号から第3号に規定する事項の全てを満たさなければならない。ただし、保育所型事業所内保育事業にかかる連携施設においては、次項第3号の規定を満たしたときは、この限りでない。

2 連携施設が家庭的保育事業等の利用乳幼児者に対して、前項の規定に基づく支援のほか次に掲げる支援を行うときは、協定書又は契約書若しくは覚書を締結しなければならない。

- (1) 連携施設が食事の献立作成、調理及び搬入の支援を行うとき
- (2) 連携施設の嘱託医が家庭的保育事業等の利用乳幼児者の健康診断等に関する支援を行うとき
- (3) 基準条例第7条第3号に規定する教育又は保育を提供するとき

(非常災害対策)

第3条 基準条例第8条第1項に規定する「非常災害に対する具体的な計画」とは、同条に規定する訓練その他非常災害時における家庭的保育事業所等の対応を定めたものであること。

2 基準条例第8条の2第1項に規定する「安全計画」とは、家庭的保育事業所等の設備の安全点検の実施に関すること、保育士等の職員や児童に対し、施設内での保育時のみならず、散歩等の園外活動時や、家庭的保育事業所等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など施設外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関すること、安全確保に係る取組等を確実にするための職員への研修

や訓練に関することなどを定めたものであること。

（職員の知識及び技能の向上等）

第4条 基準条例第10条第2項に規定する研修の機会の確保のため、基準条例第26条における厚生労働大臣が定める指針（以下「保育所保育指針」という。）に従い、職員の研修に関する計画が作成されていなければならない。

（食育の計画）

第5条 基準条例第16条第5項に規定する「食を営む力の育成」を図るため、保育所保育指針に規定する内容を踏まえた食育の計画が作成されていなければならない。

（食事の提供の特例における施設の基準）

第6条 基準条例第17条第1項に規定する設備は、調理設備として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有するものであり、具体的には再加熱を行なうための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等でなければならない。

（調理業務の全部委託）

第7条 家庭的保育事業等における調理業務の全部を委託しようとする場合は、当該家庭的保育事業所等の職員による調理と同様な給食の質を確保するため、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）の2から6に定められた条件が遵守されていなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第8条 基準条例第19条第11号に規定するその他家庭的育事業等の運営に関する重要事項は、経理に関する規程が作成されていなければならない。

（苦情への対応）

第9条 基準条例第22条第1項に規定する必要な措置とは、次の事項を定めた家庭的保育事業所等の規程等が整備されていること。

- (1) 苦情受付担当者、苦情解決責任者その他家庭的保育事業所等における苦情解決体制
- (2) 家庭的保育事業所等内における苦情解決のための手続
- (3) 家庭的保育事業等の利用乳幼児の保護者及び当該家庭的保育事業所等の職員等に対する苦情受付窓口及び苦情解決手続の周知方法

第2節 家庭的保育事業

（設備の基準）

第10条 基準条例第23条に規定する設備は、次の基準に適合していなければならない。

- (1) 同条第1号に規定する専用の部屋の面積は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除した面積（以下「有効面積」という。）が、基準条例に定める面積基準を満たしていること。
- (2) 同条第5号に規定する「これに代わるべき場所」とは、公園、広場、寺社境内等とし、次の要件に該当するものであること。
 - ア 屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。
 - イ 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該家庭的保育事業を行う場所からの距離が乳幼児同伴で徒歩10分程度であって移動に当たって安全が確保されていること。

ウ 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、家庭的保育事業による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められるものであること。

(職員)

第11条 嘱託医は医師及び歯科医師とする。

2 家庭的保育者は65歳未満の健康な者（年度の初日において満65歳未満の者をいい、当該年度の3月31日までの間に65歳に達する者を含む。）とする。

3 基準条例第24条第2項に規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有する者」とは、看護師であって、次に掲げる研修を修了した者とする。

(1) 子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育））及び家庭的保育者認定研修

(2) 家庭的保育者基礎研修及び認定研修

(保育の内容)

第12条 基準条例第26条に規定する保育の内容については、保育所保育指針に従い、次に定める計画等が策定されていなければならない。

(1) 保育課程及び指導計画

(2) 利用乳幼児の健康増進に関する保健計画

(3) 職員及び家庭的保育事業所等の自己評価の実施に関する計画

(保護者との連絡)

第13条 基準条例第27条に規定する保護者との連絡については、保育所保育指針で定める指針に従い、その方法、頻度等が定められていなければならない。

第3節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第14条 基準条例第29条に規定する設備は、次の基準に適合していなければならない。

(1) 同条第1号に定める便所は乳児及び幼児用の大便器とし、同条第4号に規定する便所とは幼児用の大便器及び小便器とする。

(2) 同条第1号に定める乳児室又はほふく室（これらを一の部屋として運営する場合を含む。）の面積は、有効面積が、基準条例に定める面積基準を満たすものとする。なお、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。

(3) 同条第4号に規定する「屋外遊戯場に代わるべき場所」とは、公園、広場、寺社境内等とし、次の要件に該当するものであること。

ア 屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。

イ 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、小規模保育事業所A型からの距離が乳幼児同伴で徒歩10分程度であって移動に当たって安全が確保されていること。

ウ 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、小規模保育事業所A型による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる者であること。

(4) 屋外遊戯場については、小規模保育事業所A型の建物が耐火建築物の場合であって、用地が不足し、地上に利用可能な場所がないときに限り、当該小規模保育事業所A型

の建物の屋上を利用した屋外遊戯場とすることができることとし、その場合の当該屋外遊戯場の設備は、基準条例第29条第5号に定める基準のほか、次の要件を満たすこと。

ア 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。

イ 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。

ウ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。

エ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。

オ 屋上の周囲に、上部を内側にわん曲させた金網その他乳幼児の転落防止に適した構造の柵を設けること。

カ 基準条例第29条第7号キに規定する非常警報器具又は非常警報設備は屋上にも通ずるものとする。

(5) 保育室又は遊戯室は、有効面積が基準条例に定める面積基準を満たしていることとし、これらの部屋を複数設置する場合（保育室と遊戯室をそれぞれ設置する場合を含む。）の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。

(6) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、当該保育室等の階数にかかわらず、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止策が講じられていること。

（保育室等を2階以上に設ける場合の基準）

第15条 保育室等を2階以上の複数階にわたって設ける場合は、小規模保育事業所A型の構造設備のすべてについて、当該保育室等のうち最も高い階に設ける場合の基準に適合していなければならない。

2 基準条例第29条第7号イ表中に規定する待避上有効なバルコニーは、次の要件を満たす構造でなければならない。

(1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。

(2) バルコニーは十分に外気に開放すること。

(3) バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。

(4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。

(5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面すること。

3 基準条例第29条第7号イ表中に規定する屋外傾斜路又はこれに準ずる設備は、乳幼児の避難に適した構造であること。また、準ずる設備とは、非常用滑り台であること。

4 基準条例第29条第7号ウに規定する避難上有効な位置とは、施設又は設備が保育室等のそれぞれに配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものでなければならない。

5 基準条例第29条第7号エ(ア)に規定するスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知）に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。

6 基準条例第29条第7号エ(イ)に規定する自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、

構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第11条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置から適切なものを選択すること。

- (1) レンジ用簡易自動消火装置
- (2) フライヤー用簡易自動消火装置
- (3) レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置
- (4) フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置

7 基準条例第29条第7号エ(イ)に規定する調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置とは、調理設備を不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けるものであること。

8 基準条例第29条第7号キに規定する消防機関へ火災を通報する設備は、電話が設けられていれば足りるものであること。

（職員）

第16条 嘱託医は医師及び歯科医師とする。

2 小規模保育事業所A型には、基準条例第18条、第31条で準用する第25条及び第27条に規定する業務並びに保育所保育指針において施設長の責務とされている業務を行うため、当該業務の長を置かなければならない。

3 基準条例第30条第2項に規定する保育士の数については、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとの当該小規模保育事業所A型の定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したもの（小数点以下第2位を切り捨て）の合計（小数点以下第1位を四捨五入）した数に1を加えた以上の人数が常勤職員として確保されていなければならない。

乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

4 小規模保育事業所A型本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、保育士の数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士その他常勤以外の保育士（以下「短時間勤務保育士等」という。）を充てることができる。この場合において、前項の保育士数の算定に当たっては、短時間勤務保育士等の1か月の勤務時間の合計を当該小規模保育事業所A型の就業規則等で定められている常勤保育士の1か月の勤務時間数で除したもの（小数点以下切捨て）を常勤換算値として適用する。

- (1) 常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る基準条例第30条第2項に規定する保育士の数が2名以上となる場合は2名以上）配置されていること。
- (2) 常勤保育士に代えて短時間勤務保育士等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

（開所時間等）

第17条 小規模保育事業所A型における開所時間は、1日につき11時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、小規模保育事業所A型の長がこれを定める。

- 2 小規模保育事業所A型の長は、前項の規定により開所時間を定めようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(準用)

第18条 第12条及び第13条の規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第12条中「基準条例第26条」とあるのは「基準条例第31条で準用する基準条例第26条」と、第13条中「基準条例第27条」とあるのは、「基準条例第31条で準用する基準条例第27条」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業B型

(職員)

第19条 嘱託医は医師及び歯科医師とする。

- 2 小規模保育事業所B型は、基準条例第18条、第33条で準用する第25条及び第27条に規定する業務並びに保育所保育指針において施設長の責務とされている業務を行なうため、当該業務の長を置かなければならない。

- 3 基準条例第32条第2項に規定する保育従事者の数については、次の表の左欄に掲げる区分ごとの当該小規模保育事業所B型の定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したもの（小数点以下第2位を切り捨て）の合計（小数点以下第1位を四捨五入）した数に1を加えた以上の人数が常勤職員として確保されていなければならない。

乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

- 4 小規模保育事業所B型本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、保育従事者の数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育従事者その他常勤以外の保育従事者（以下「短時間勤務保育従事者等」という。）を充てることができる。この場合において、前項の保育従事者数の算定に当たっては、短時間勤務保育従事者等の1か月の勤務時間の合計を当該小規模保育事業所B型の就業規則等で定められている常勤保育従事者の1か月の勤務時間数で除したもの（小数点以下切捨て）を常勤換算値として適用する。

(1) 常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る基準条例第32条第2項に規定する保育士の数が2名以上となる場合はその数の半数以上）配置されていること。

(2) 常勤保育従事者に代えて短時間勤務保育従事者等を充てる場合の勤務時間数が、常

勤の保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

- 5 常時2名以上の保育士を配置しなければならない。

(準用)

第20条 第12条から第15条及び第17条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第12条中「基準条例第26条」とあるのは「基準条例第33条で準用する基準条例第26条」と、第13条中「基準条例第27条」とあるのは、「基準条例第33条で準用する基準条例第27条」と、第14条、第15条及び第17条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

第5節 小規模保育事業C型

(職員)

第21条 嘱託医は医師及び歯科医師とする。

- 2 小規模保育事業所C型には、基準条例第18条、第37条で準用する第25条及び第27条に規定する業務並びに保育所保育指針において施設長の責務とされている業務を行うため、当該業務の長を置かなければならない。
- 3 小規模保育事業所C型における家庭的保育者は常勤職員とする。

(準用)

第22条 第12条、第13条、第15条及び第17条の規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第12条中「基準条例第26条」とあるのは「基準条例第37条で準用する基準条例第26条」と、第13条中「基準条例第27条」とあるのは、「基準条例第37条で準用する基準条例第27条」と、第15条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所C型」と、第17条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所C型」と読み替えるものとする。

- 2 基準条例第34条第4号中「屋外遊戯場」とあるのは、「屋外遊戯場（当該小規模保育事業所C型の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）」と読み替えて、第14条の規定を適用する。この場合において、第14条中「基準条例第29条に規定する設備」とあるのは「基準条例第34条に規定する設備」と、同条第3号及び第4号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所C型」と、同条第4号カ中「基準条例第29条第7号キ」とあるのは「基準条例第34条第7号の規定により基準条例第29条第7号に掲げる要件に該当するものとして適用する同条第7号キ」とする。

第6節 居宅訪問型保育事業

(準用)

第23条 第12条及び第13条の規定は、居宅訪問型保育事業に準用する。この場合において、第12条中「基準条例第26条」とあるのは「基準条例第42条で準用する基準条例第26条」と、第13条中「基準条例第27条」とあるのは「基準条例第42条で準用する基準条例第27条」と読み替えるものとする。

第7節 保育所型事業所内保育事業

(設備の基準)

第24条 基準条例第44条に規定する設備については、次の基準に適合していなければならない。

(1) 同条第1号に定める便所は乳児及び幼児用の大便器とし、同条第5号に規定する便所とは幼児用の大便器及び小便器とする。

(2) 同条第1号に定める乳児室又はほふく室（これらを一の部屋として運営する場合を含む。）の面積は、有効面積とする。なお、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋の有効面積を合計したものとすることができる。

(3) 乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋の面積は、乳児又は2歳に満たない幼児1人につき2.475平方メートル以上であること。

(4) 同条第5号に規定する「屋外遊戯場に代わるべき場所」とは、公園、広場、寺社境内等とし、次の要件に該当するものであること。

ア 屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。

イ 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所型事業所内保育事業所からの距離が乳幼児同伴で徒歩10分程度であって移動に当たって安全が確保されていること。

ウ 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が、地方公共団体又は公共の団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所型事業所内保育事業所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる者であること。

(5) 屋外遊戯場については、保育所型事業所内保育事業所の建物が耐火建築物の場合であって、用地が不足し、地上に利用可能な場所がないときに限り、当該保育所型事業所内保育事業所の建物の屋上を利用して屋外遊戯場を設置することができることとし、その場合の当該屋外遊戯上の設備は、基準条例第44条第6号に定める基準のほか、次の要件を満たすこと。

ア 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。

イ 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。

ウ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。

エ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。

オ 屋上の周囲に、上部を内側にわん曲させた金網その他乳幼児の転落防止に適した構造の柵を設けること。

カ 基準条例第44条第8号キに規定する非常警報器具又は非常警報設備は屋上にも通ずるものとする。

(6) 保育室又は遊戯室は、有効面積が基準面条例に定める面積基準を満たしているものとし、これらの部屋を複数設置する場合（保育室と遊戯室をそれぞれ設置する場合を含む。）の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。

(7) 保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、当該保育室等の階数にかかわらず、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止策が講じられていること。

（保育室等を2階以上に設ける場合の基準）

第25条 保育室等を2階以上の複数階にわたって設ける場合は、保育所型事業所内保育事業所の構造設備のすべてについて、当該保育室等のうち最も高い階に設ける場合の基準に適合していなければならない。

- 2 基準条例第44条第8号イ表中に規定する「待避上有効なバルコニー」は、次の各号の要件を満たす構造でなければならない。
- (1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。
 - (2) バルコニーは十分に外気に開放すること。
 - (3) バルコニーの待避に利用する各部分から2 m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
 - (4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75 m以上、高さは1.8 m以上、下端の床面からの高さは0.15 m以下とすること。
 - (5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5 m以上の道路又は空地に面すること。
- 3 基準条例第44条第8号イ表中に規定する屋外傾斜路又はこれに準じる設備は、乳幼児の避難に適した構造であること。また、準ずる設備とは、非常用滑り台であること。
- 4 基準条例第44条第8号ウに規定する避難上有効な位置とは、施設又は設備が保育室等のそれぞれに配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものでなければならない。
- 5 基準条例第44条第8号エ(ア)に規定するスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」(昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知)に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。
- 6 基準条例第44条第8号エ(イ)に規定する自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)第11条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置から適切なものを選択しなければならない。
- (1) レンジ用簡易自動消火装置
 - (2) フライヤー用簡易自動消火装置
 - (3) レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置
 - (4) フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置
- 7 基準条例第44条第8号エ(イ)に規定する調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置とは、調理室を不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料(ガラスを除く。)製の扉を設けるものでなければならない。
- 8 基準条例第44条第8号キに規定する消防機関へ火災を通報する設備は、電話が設けられていれば足りるものであること。
- (職員)

第26条 嘱託医は医師及び歯科医師とする。

- 2 保育所型事業所内保育事業所は、基準条例第18条、第47条で準用する第25条及び第27条に規定する業務並びに保育所保育指針において施設長の責務とされている業務を行うため、当該業務の長を置かなければならない。
- 3 基準条例第45条第2項に規定する保育士の数については、次の表の左欄に掲げる区分ごとの当該保育所型事業所内保育事業所定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したもの(小数点以下第2位を切り捨て)の合計(小数点以下第1位を四捨五入)以

上の人数が常勤職員として確保されていなければならない。

乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

- 4 保育所型事業所内保育事業所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、保育士の数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士その他常勤以外の保育士（以下「短時間勤務保育士等」という。）を充てることができる。この場合において、前項の保育士数の算定に当たっては、短時間勤務保育士等の1か月の勤務時間の合計を当該保育所型事業所内保育事業所の就業規則等で定められている常勤保育士の1か月の勤務時間数で除したもの（小数点以下切捨て）を常勤換算値として適用する。

- (1) 常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る基準条例第45条第2項に規定する保育士の数が2名以上となる場合は2名以上）配置されていること。
- (2) 常勤保育士に代えて短時間勤務保育士等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

（準用）

第27条 第12条、第13条及び第17条の規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第12条中「基準条例第26条」とあるのは「基準条例第47条で準用する基準条例第26条」と、第13条中「基準条例第27条」とあるのは、「基準条例第47条で準用する基準条例第27条」と、第17条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「保育所型事業所内保育事業所」と読み替えるものとする。

第8節 小規模型事業所内保育事業

（職員）

第28条 嘱託医は医師及び歯科医師とする。

- 2 小規模型事業所内保育事業所には、基準条例第18条、第49条で準用する第25条及び第27条に規定する業務並びに保育所保育指針において施設長の責務とされている業務を行なうため、当該業務の長を置かなければならない。
- 3 基準条例第48条第2項に規定する保育従事者の数については、次の表の左欄に掲げる区分ごとの当該小規模型事業所内保育事業所の定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したもの（小数点以下第2位を切り捨て）の合計（小数点以下第1位を四捨五入）した数に1を加えた以上的人数が常勤職員として確保されていなければならない。

乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6

満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

4 小規模型事業所内保育事業所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、保育従事者の数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育従事者その他常勤以外の保育従事者（以下「短時間勤務保育従事者等」という。）を充てることができる。この場合において、前項の保育従事者数の算定に当たっては、短時間勤務保育従事者等の1か月の勤務時間の合計を当該小規模型事業所内保育事業所の就業規則等で定められている常勤保育従事者の1か月の勤務時間数で除したもの（小数点以下切捨て）を常勤換算値として適用する。

- (1) 常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る基準条例第48条第2項に規定する保育士の数が2名以上となる場合はその数の半数以上）配置されていること。
- (2) 常勤保育従事者に代えて短時間勤務保育従事者等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

（読替え）

第29条 小規模型事業所内保育事業所が小規模保育事業所A型に該当する場合は、前条中「保育従事者」とあるのは「保育士」と、同条第4項第1号中「その数の半数以上」とあるのは「2名以上」とする。

（準用）

第30条 第12条から第15条及び第17条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第12条中「基準条例第26条」とあるのは「基準条例第49条で準用する基準条例第26条」と、第13条中「基準条例第27条」とあるのは、「基準条例第49条で準用する基準条例第27条」と、第14条、第15条及び第17条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

この審査基準は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に申請がされているものに係る審査基準（第11条第2項を除く。）については、なお従前の例による。